

# 令和2年度 沖縄県県外進学大学生奨学金 奨学生募集

高3生・  
卒業生対象  
給付型

## 1. 応募資格：次に掲げる要件を全て備えている者

- (1) 県外指定大学(別表)へ入学するための奨学金の給付を受けようとする者であって県内の高等学校等の在学者もしくは卒業者(卒業して2年を経過していない者に限り、大学等に在学している者を除く)
- (2) 日本国籍を有する者または別途定める在留資格を有する者
- (3) 保護者(保護者がいないときは連帯保証人)が、原則として、出願時において本県に3年以上住所を有し、受給期間中継続して本県に住所を有する者
- (4) 沖縄県医師修学資金または沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けない者
- (5) 進学先の大学等を除く他機関\*1から給付型奨学金を受けない者

\*1 進学先の大学、関係機関(大学後援会等)が実施する給付型奨学金は併給可能ですが、他の自治体・民間団体が実施する給付型奨学金については併給を認めていません

## 2. 応募基準

- (1) 学習意欲が高く、進学の目的が明確で、次の要件をすべて満たす者
  - ① 出願時までの高等学校等における学習成績の評定平均値が4.0以上
  - ② 学習成績が特に優れていると学校長が認める者で、将来、国内外で活動し、沖縄の振興・発展に寄与するリーダーとして活躍することが期待できる者(なお、卒業後における県内就職を条件とするものではない)
- (2) 応募資格を満たし、家計支持者(父母、またはこれに代わって家計を支えている者)の前年の収入金額から、必要経費および特別控除額(家族構成、家庭事情等により異なる)を差し引いた認定所得金額が、別途定める基準額以下であること

## 3. 採用予定人数および給付額

- (1) 採用予定人数：県内25人程度
- (2) 給付額

種類	給付額	給付時期(目安)
入学支度金	30万円以内(大学入学金および受験料の実費相当額)	令和2年度中(入学金納入期間)合格等を確認後、給付を決定した日から2週間以内に給付
月額奨学金	月額7万円	入学時～卒業時(標準修業年限まで)年4回給付(5、7、10、1月)

#### 4. 提出書類

- (1) 奨学生願書(様式第1号)
- (2) 成績証明書
- (3) 父および母、またはこれに代わって家計を支えている者の収入額、所得額、市町村  
民税所得割額を証する公的な書類(令和2年度(令和元年度分)の所得証明書で  
これらすべての内容が確認できる場合はそれでよく、すべての内容が確認できない  
場合は課税証明書等を合わせて提出)
- (4) 住民票謄本(申請書に記載した世帯員全員が記載されているもの)  
※ 本籍、続柄の記載が必要。マイナンバーの記載なし。生計を一にする父母が  
応募者本人の住民票謄本に含まれない場合、父母の住民票謄本も提出
- (5) 推薦書(様式第2号) ※ 学校から推薦が決定した生徒のみ
- (6) 特別控除を証明する書類(以下に該当する者のみ) ※ 詳しくは募集要項参照
  - ① 県立以外の高校、大学、高等専門学校または専修学校の就学者等がいる世帯
  - ② 障害のある人のいる世帯
  - ③ 長期に療養を要する人のいる世帯(6ヶ月以上、療養が必要な人)
  - ④ 主たる家計支持者が単身赴任している世帯
  - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害または盗難等の被害を受けた世帯

5. 応募について: 進路室にて、「募集要項」等を受け取り、受付を行います(名簿の作成)

→ 受付期間: 8月14日(金) 17:00まで

6. 書類提出しめ切り: 8月28日(金) 17:00(厳守)

7. 問い合わせ先・書類提出先: 進路指導部 奨学金担当まで

※ 問い合わせ等は 9:00~17:00 の間をお願いします。

※ 8/1(土)~8/10(月)は夏季休業期間ですので、対応ができません。

※ 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金および授業料免除制度(以下「国の  
修学支援新制度」という)との併願は可能ですが、同時期に重複しての受給はできま  
せん。国の修学支援新制度を選択することを決めた場合には、速やかに県奨学金の  
辞退の手続きを行って下さい。

※ 応募する前に、沖縄県教育委員会 HP 掲載の「家計基準判定表」にて、家計が該当  
するか確認して下さい。

<https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/syougakukyuuuhukinn/bosyuu.html>

【別表】

県外指定大学一覧

県外指定大学【35大学】					
1	北海道大学	13	早稲田大学	25	国際基督教大学
2	東北大学	14	千葉大学	26	芝浦工業大学
3	筑波大学	15	東京外国語大学	27	上智大学
4	東京大学	16	東京芸術大学	28	東洋大学
5	東京医科歯科大学	17	長岡技術科学大学	29	法政大学
6	東京工業大学	18	金沢大学	30	明治大学
7	名古屋大学	19	豊橋技術科学大学	31	立教大学
8	京都大学	20	京都工芸繊維大学	32	創価大学
9	大阪大学	21	岡山大学	33	立命館大学
10	広島大学	22	熊本大学	34	関西学院大学
11	九州大学	23	国際教養大学	35	立命館アジア太平洋大学
12	慶應義塾大学	24	会津大学		

※ 県外指定大学は、文部科学省が指定するスーパーグローバル大学のうち、大学院大学の奈良先端科学技術大学院大学及び国際大学を除いたものである。

※この表に定める県外指定大学において設置される学部のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第86条の規定に基づき設置される「夜間において授業を行う学部」及び「通信による教育を行う学部」を除く全ての学部を給付対象学部とする。